

TOPICS

消費者行政トピック

# 特定商取引法が改正されました!

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年6月16日に公布されました。特定商取引法に関する主な改正内容は、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策や、「送り付け商法」対策のほか、消費者からのクーリング・オフの通知について電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能にする規定の整備などです。

この法律は、一部の規定を除き※、令和4年6月1日から施行されることとなっており、送り付け商法対策に関する規定については、令和3年7月6日に施行されています。これにより、注文していないのに一方的に送付された商品については、改正前は消費者が原則14日間保管する必要がありましたが、直ちに処分できるようになりました。



※契約書面等の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとするに係る改正規定等は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されます。

法改正の内容など詳しくは、消費者庁ホームページ内「令和3年特定商取引法・預託法の改正について」をご参照ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/)

## 一方的な送り付け行為への対応のポイント



- ①商品は直ちに処分可能**  
注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。
- ②事業者から金銭を請求されても支払不要**  
一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。
- ③誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談**  
一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

## ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの ☎188

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。受付時間は相談窓口ごとに異なります。

石川県消費生活支援センター

☎076-255-2120

平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:30  
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く



消費者庁 消費者  
ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

## 【悪質商法被害の未然防止はメルマガで!】 「消費生活ほっと情報」配信中!

悪質商法の新たな手口、消費者トラブルの最新情報などを月2回程度、携帯電話やパソコンにお届けします。

●登録はこちらから●

石川県HPI「安全安心の消費生活情報」

登録無料

QRコード対応の携帯電話・スマートフォンで読み取ってアクセスできます。



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/s/>

# マイライフ いしかわ No.257

2022 冬号

編集・発行

石川県消費生活支援センター

金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階  
TEL 076-255-2120 FAX 076-255-2397  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

18歳から大人!

## 令和4年(2022年)4月から、 成年年齢が18歳になります。

未成年者が保護者の同意なく結んだ契約は原則取り消すことができますが、成年になると未成年者契約取消権による保護はありません。令和4年(2022年)4月から成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若者も成年として扱われることとなります。成年になったばかりの若者が悪質業者に狙われ、消費者被害が拡大することが心配されています。

若者に限らず、契約を結ぶ際には事前に内容をしっかり確認し、悪質商法などに騙されないようにしましょう。石川県では、成年年齢引下げを見据えた消費者被害防止啓発サイトを作成し、公表していますので、ぜひご覧ください。

石川県生活安全課  
消費者被害防止啓発サイト

成人になったら  
消費者トラブルにご注意を



<http://www.pref.ishikawa.jp/seikatu/wakamono/>

## こんなトラブルに注意

- ✓「10万円で全身脱毛」との広告だったが、70万円の高額コースを勧められ契約してしまった。
- ✓「簡単にもうかる」と誘われて、稼げる方法の情報を90万円で購入したが全くもうからない。
- ✓SNSで知り合った人から絶対もうかると誘われ暗号資産(仮想通貨)に投資したが、出金できなくなった。

不安に思った場合やトラブルになった場合、「怪しいな?」と思ったときや、借金でお困りのときは、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。



## アドバイス

- お金がないなら「契約しない」ときっぱり断る!  
「お金がない」と断っても、クレジット契約などの分割払いや消費者金融等での借金を勧められることがあります。必要のない契約は、「契約しない」と勇気を出してきっぱり断りましょう。
- もうけ話は信じない! あやしい話は断りましょう!  
誰でも簡単に大金を稼げるということはありません。
- 投資にはリスクがあることを忘れずに! 取引先をよく確認!  
投資には価格変動のリスクがあります。また、投資をしたり暗号資産を購入する際には、取引先の事業者が必要な登録を受けているか確認しましょう。

消費者ホットライン

いやや!

☎188

市町、県、国民生活センターのいずれかの  
消費生活相談窓口につながります

クレ・サラ多重債務無料法律相談 (事前予約制・弁護士が対応)

小松会場 0761-24-8071 (原則第2金曜日)

七尾会場 0767-53-1112 (原則第2月曜日)



多重債務に関する専門相談窓口はこのほかにもあります。詳しくはこちら

令和3年度

## こんな講座を 開催しました！

### 消費者セミナー

「消費者セミナー」を今年度も開催し、計114人に受講していただきました。受講者からは「実用的でよかった」「具体的で分かりやすいお話で、とても参考になった」など好評の声をいただきました。



開催日	テーマ	講師
9/2 (木)	新しい生活様式におけるデジタル・ネット対処法	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 伊東 広美 氏
9/7 (火)	後悔しない・トラブルに遭わない！ 高齢化社会の安全安心な住宅づくり	NPO法人 バリアフリー総合研究所 主任研究員 島田 哲明 氏
9/13 (月)	事例で学ぶ「金融犯罪・金融トラブル」 ～わたしはタマサレナイ～	北陸財務局 財務広報相談室 多重債務相談員 村本 留美 氏
9/29 (水)	考えよう「デジタル終活」 ～自分のため・家族のために～	石川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 相続手続支援センター石川 所長 新喜 章弘 氏

### グッドチョイスセミナー

私たちが日頃の消費活動で選択している商品やサービスは、材料の調達、生産、加工、流通、利用、廃棄などさまざまな場面で社会や未来、地球環境などに影響を及ぼしています。

より良い選択「グッドチョイス」をする消費者市民になるためのわかりやすい講演とワークショップの講座を、3回シリーズで開催しました。



開催日	講演・ワークショップ	講師
10/4 (月)	●私たちが作る私たちのミライ ●SDGsワーク～身の回りでできること、世界の視点でできること～	SDGs x ミライデザインキャリアコンサルタント 元環境省職員 野吾 奈穂子 氏
10/12 (火)	●和紅茶・地紅茶を選ぶということ ●和紅茶の楽しみ方/エシカルマークワーク	赤須企画事務所代表 全国地紅茶サミット世話人 「加賀の紅茶」プロデューサー 赤須 治郎 氏
10/28 (木)	●私たちの未来と消費者市民社会 ●消費者市民ワーク ～台所洗剤を読み解く、ほか～	福井大学名誉教授(家庭科教育学) 荒井 紀子 氏

気づいてる？未来を創る消費の力

消費者市民社会



石川県の「消費者市民社会」シンボルマーク

### 「消費者市民社会」って？

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地域環境にも思いをはせて生活し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。具体的には、消費者が単に、受け身の立場で「買う・買わない」を決めるだけでなく、自分がこの商品を買う（この事業者と取引をする）ことが、相手方の事業者だけでなく経済や環境などにも影響を与えることを意識して行動する社会のことです。

### キッズ・ラボ

実験を通して製品安全、環境、食品などについて学ぶ、夏休み実験教室「キッズ・ラボ」を今年度も開催しました。



#### 実験講座メニュー例

- 電子レンジを安全に使おう
- 人工イクラを作ってみよう
- エコキャンドルを作ってみよう
- ジュースの糖分を調べてみよう
- 玉ねぎの皮を使ったハンカチの草木染め
- 食品中の着色料で毛糸染め
- 食べ物の塩分を調べてみよう
- マイクロプラスチックを顕微鏡で観察してみよう

子ども向けの実験講座は、キッズラボのほかご希望に応じセンター講座や出前講座としても開催しておりますので、ぜひご利用ください。



### センター講座 (個人向け)

当センター職員を講師として行う啓発講座を、団体からの申込みによる開催に加え、個人で気軽に参加できる講座として企画しました。施設見学では簡単な実験の実演も行い、大変好評でした。

開催日	テーマ
①12/3(金)	消費者トラブルにあわないために ～DVDで学ぶ悪質商法と特殊詐欺～
②12/6(月)	～DVDで学ぶ悪質商法と特殊詐欺～
③12/14(火)	消費者トラブルにあわないために ～ロールプレイで学ぶ悪質商法と特殊詐欺～
④12/16(木)	～ロールプレイで学ぶ悪質商法と特殊詐欺～

・講義終了後、施設見学（「生活情報プラザ」「実験実習室」）を実施

こんな講座も  
行っています！

### センター講座・出前講座

悪質商法などの被害を防ぐための講座や生活に密着した実験（食品の塩分・糖分測定など）をセンター内またはご希望の場所で実施する講座を、年間を通じ開催しています。

### かしこい消費者塾

企業の新入社員研修や高等教育機関などに弁護士、司法書士、税理士などの講師を派遣し、消費生活に関する基本的な法律知識や、若い世代に多い消費者トラブル事例等を解説する講座です。

センター講座・出前講座及びかしこい消費者塾は、お申し込みを随時受付しています。遠隔講義などにも対応しておりますので、ぜひご利用ください。

- ・講師派遣料：無料
- ・時間：原則として、平日の日中で1～2時間程度
- ・日程等調整のために事前にお電話ください。

※詳細は当センターホームページでも確認できます。

### お問い合わせ・申し込み先

石川県消費生活支援センター 学習支援課 ☎076-255-2155